

議案第 1 2 号

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 3 年 2 月 2 5 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

現在の天羽行政センターが耐震基準を満たさない建築物であることから、市民の安全の確保及び利便性の向上のため、同センターを富津市民会館内に移転することに伴い、関連する条例の一部を改正するものである。

富津市役所行政センター及び出張所設置条例の一部を改正する条例

富津市役所行政センター及び出張所設置条例（平成12年富津市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表位置の欄中「湊260番地」を「湊765番地1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年5月6日から施行する。

（富津市公告式条例の一部改正）

2 富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「湊260番地」を「湊765番地1」に改める。

（富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正）

3 富津市公民館及び市民会館の設置及び管理等に関する条例（平成13年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表位置の欄中「湊765番地」を「湊765番地1」に改める。